

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和7年4月28日(月) 第3委員会室
2. 出 席 委 員 吉川遂也委員長 宇山茂之副委員長 福山権二 徳永泰臣 堀内富夫 木山義仁
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 説 明 員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 なし
8. 会議に付した事件
 - 1 正副委員長の互選について
 - 2 広島県水道広域連合企業団議会議員の選出について
 - 3 所管事務調査について

午後1時40分 開 議

○横山和昭議会事務局議事調査係長 ただいまより企画建設常任委員会を開会いたします。庄原市議会委員会条例第9条第2項の規定に基づき、委員長・副委員長は委員会において互選されることとなっております。委員長が選挙されるまでの間は、庄原市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が委員長の職を行うこととなっております。出席委員中、福山権二委員が年長の委員でありますので御紹介いたします。それでは福山委員、よろしくお願いいたします。

〔福山権二委員 委員長席へ〕

1 正副委員長の互選について

○福山権二臨時委員長 それでは今説明があったとおりでございますので、委員長が決まるまでの間、私が臨時の委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは協議事項に入ります。正副委員長の互選についてでございますが、まず委員長の互選を行います。方法についてお諮りします。どのような方法により決定するか、御意見を伺います。

〔「立候補」との声あり〕

○福山権二臨時委員長 立候補という声がありましたが、それでいいですか。ではそのように決定します。それでは、立候補の受け付けをします。立候補はありませんか。

〔吉川遂也委員、徳永泰臣委員 挙手〕

○福山権二臨時委員長 二人立候補がございますので、この場合は投票をしたいと思います。それでは挙手によって決めたいと思います。まず初めに、吉川委員の立候補がございました。吉川委員について、委員長を支持される方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

○福山権二臨時委員長 4名。それでは委員長には、吉川委員が当選をされました。よろしくお願いします。それでは以上で委員長を交代します。ありがとうございました。

〔吉川遂也委員 委員長席へ〕

○吉川遂也委員長 ただいま委員長に推挙をいただきました吉川です。前期の議会運営も企画建設常任委員会の委員長をさせていただきました。そういった経緯も引き継ぎながら、新しい観点でまた新たなメンバーで委員会を運営していきたいと思いますので、皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。次に、副委員長の互選を行います。方法についてお諮りします。どのような方法により決定するか、皆さんの御意見をお願いします。

〔「推薦」との声あり〕

○吉川遂也委員長 推薦という声がありましたが、立候補もあります。

〔宇山茂之委員 挙手〕

○吉川遂也委員長 宇山委員が立候補。ほかに立候補はありますか。

〔「なし」との声あり〕

○吉川遂也委員長 なしとのことですので、立候補いただきました宇山委員を副委員長に選任したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉川遂也委員長 皆さん異議なしということで、副委員長を宇山委員にお願いしたいと思います。では副委員長から一言御挨拶をお願いします。

○宇山茂之副委員長 先ほど立候補させていただきました。企画建設常任委員会、どのような流れで今から仕事をしていくのかわからないのですが、皆様の協力で早く運営できるように頑張っていきますので、よろしくお願いします。

2 広島県水道広域連合企業団議会議員の選出について

○吉川遂也委員長 協議事項2点目、広島県水道広域連合企業団議会議員の選出についてお諮りします。企業団議員については企画建設常任委員会の委員の中から候補者を選出し、議長の指名推選によって議会の承認を得ることになっております。選出方法についてお諮りします。どのような方法により選出するか。一例としては立候補または推薦ということもありますが、皆様の御意見をまずは伺いたいと思います。

〔「推薦」との声あり〕

○吉川遂也委員長 推薦でよろしいですか。推薦をしたいという方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

○吉川遂也委員長 なしということですので、委員長から指名をしたいと思います。徳永委員よろしいですか。では徳永委員を水道企業団議会議員として選出をしたいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉川遂也委員長 そのように決定します。

3 所管事務調査について

○吉川遂也委員長 続いて議題3、所管事務調査の件を議題とします。事務局から説明を受けます。

○横山和昭議会事務局議事調査係長 議員の皆様はよく御存じのことと思いますが、簡単に説明をさせていただきます。所管事務調査については、地方自治法第109条第2項において、常任委員会はその部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行うよう規定されております。この所管事務調査権は、執行者から議案の提出があり、議会から付託されて審査する受動的な任務とは異なり、委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行う権限のことで、委員会の自主的な決定により行うことができ、本会議の干渉を受けない委員会固有の権限となっております。この調査活動につきましても、議案審査と同様に、原則、会期中に限られております。ただし、会期中に調査が終了せず、継続して調査の必要がある場合は、閉会中の継続調査の手続を本会議において議決いただき、閉会中も委員会として調査活動ができるものであります。本日、協議事項とさせていただきましたが、6月定例会までの5月中に調査を必要とするものがあれば、所管事務調査項目を設定していただき、閉会中の継続調査の手続を本日議長へ提出いたしますが、特になければ、今日は散会されてもよろしいかと思います。

○吉川遂也委員長 ただいま説明を受けたとおりです。5月中に所管事務調査、この委員会でたちまち取りかかるという事案があれば本日中に所管事務調査の手続をとりますけれども、新人の方もいらっしゃると思いますので、5月に担当課から事業説明を受け、その中で決定していく流れでもいいかと思います。5月中に調査を行うという希望があれば、今お伺いしますけれども、皆さんの御意見をお伺いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉川遂也委員長 それでは6月定例会中に再度協議をします。その際、先ほど申し上げましたように5月に入って各担当課から事業説明を受けますので、それぞれの委員で所管事務調査に上げたい、上げなければならないと思われる事項がありましたら検討いただき、次回の委員会で報告いただければと思います。具体的に言いますと、2項目程度、ある程度具体性を持った事業選択というか、所管事務調査の内容を詰めていきたいと思っております。例えば大ざっぱに農業振興にかかわること等ではなく、農業振興の中のどのような部分であるかという具体的なところを所管事務調査としますので、担当課からの説明をそういった視点で確認をしていただければと思います。では本日は以上で散会します。

午後1時46分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

臨時委員長

委 員 長